

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第46期岩手県労働委員会委員の使用者委員及び労働者委員を任命したいので、次のとおりその候補者の推薦を求める。

平成28年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 推薦者の資格

(1) 使用者団体 岩手県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分とする使用者団体

(2) 労働組合 岩手県の区域内のみに組織を有し、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨を立証することのできる労働組合

2 被推薦者の資格 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者

3 推薦期間 平成28年6月21日(火)から同年8月18日(木)まで

4 推薦手続 被推薦者の氏名及び年齢、被推薦者の所属する団体又は労働組合の名称、当該団体又は労働組合における被推薦者の地位並びに当該団体又は労働組合に上部団体がある場合にあつては、その名称を記載した推薦書並びに被推薦者の本籍地、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、労働関係経歴及び賞罰を記載した履歴書に、労働組合の推薦の場合にあつては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の岩手県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

5 推薦書等の提出先 岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室

6 その他

(1) 使用者委員及び労働者委員の定数は、各5人であること。

(2) 詳細については、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室に問い合わせること。